

議案説明資料

【目次】

・報告第3号

専決処分の報告について
(八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について) p. 1

・報告第4号

専決処分の報告について
(八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について) p. 4

・報告第5号

専決処分の報告について
(八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について) p. 5

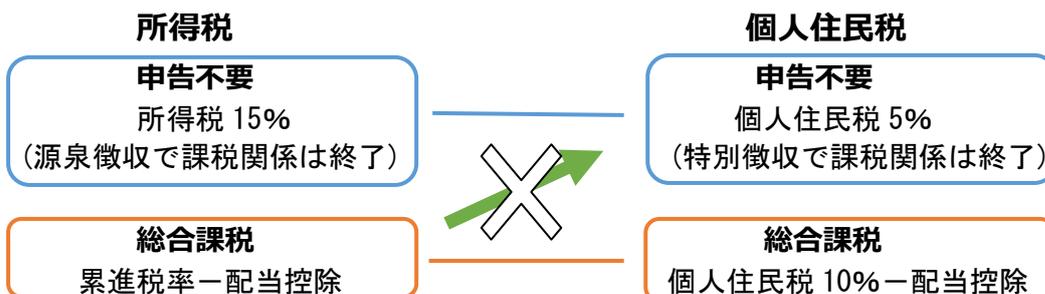
件名	専決処分の報告について (八幡浜市市税条例等の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号。以下「令」という。)
施行日	令和 4 年 4 月 1 日 (下記【改正内容】の表の「法令・施行日」欄に「※施行日」の記載のあるものについては、当該記載の年月日)

【改正概要】

- (1) 個人住民税の見直し
 所得税の住宅ローン控除適用者について、所得税額から控除しきれなかった額を翌年度分の個人住民税から控除する限度額の見直し
- (2) 固定資産税の見直し
 土地に係る固定資産税の負担調整措置について、景気回復に万全を期すために令和 4 年度に限り、商業地に係る課税標準額の上昇率を半減

【改正内容】

	条例番号・見出し	法令・施行日	改正の概要
市民税	第 33 条④⑥ 【所得割の課税標準】	法 313 条⑬⑮ ※R6. 1. 1 施行	○総合課税又は分離課税を、確定申告書の記載によってのみ適用する
	第 34 条の 9①② 【配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除】	法 314 条の 9① ※R6. 1. 1 施行	○総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を、確定申告書の記載によって行う
	附則第 16 条の 3② 【上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例】	法附則第 33 条の 2⑥ ※R6. 1. 1 施行	○申告分離課税を、所得税での適用がある場合に限り適用する
	附則第 20 条の 2④ 【特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条⑩ ※R6. 1. 1 施行	○申告方式の選択に係る規定の整備
	附則第 20 条の 3④⑥ 【条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例】	租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第 3 条の 2 の 2 ⑬⑮ ※R6. 1. 1 施行	○申告方式の選択に係る規定の整備



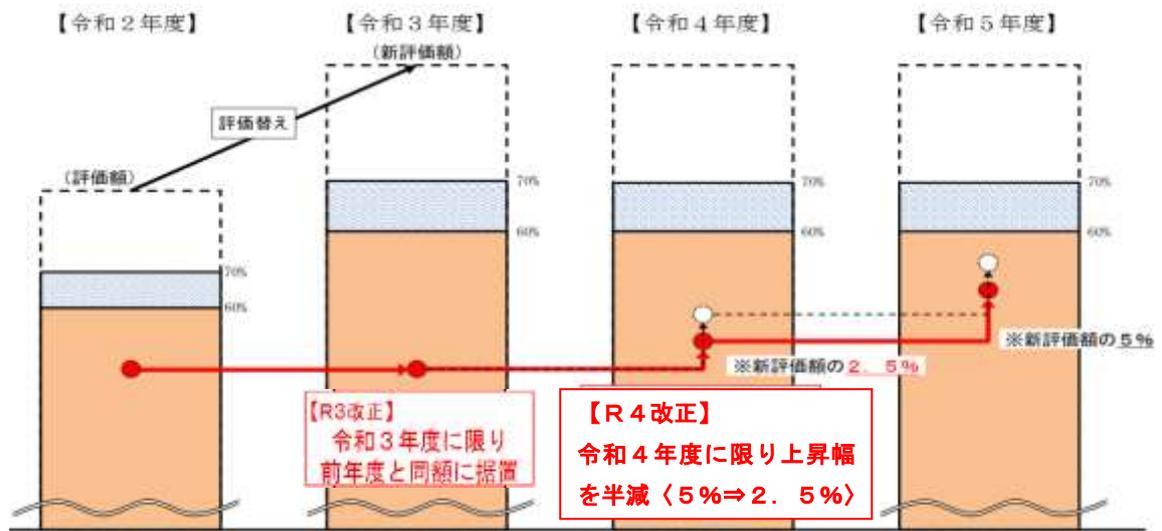
※上場株式等の配当所得等については、上記の申告不要及び総合課税に加え、申告分離課税が選択可能。

※上場株式等の譲渡所得等については、申告不要と申告分離課税の選択が可能。

<p>第 73 条の 2 【固定資産課税台帳の閲覧の手数料】</p>	<p>法第 382 条の 2 法第 382 条の 4 法第 416 条 法第 419 条 ※民法等の一部を改正する法律附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日等施行</p>	<p>○法第 382 条の 2 ただし書の規定による措置を講じたものを閲覧に供することができることとする法律改正に伴う改正 ○法第 382 条の 4 の規定により固定資産課税台帳に住所に代わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを閲覧に供しなければならないこととする法律改正に伴う改正</p>
<p>附則第 10 条の 2 【法附則第 15 条第 2 項第 1 号等の条例で定める割合】</p>	<p>法附則第 15 条</p>	<p>○貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設 ○項ズレの反映</p>
<p>附則第 10 条の 3 【新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告】</p>	<p>法附則第 15 条の 9 法附則第 15 条の 9 の 2</p>	<p>○省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴う改正</p>
<p>附則第 12 条 【宅地等に対して課する令和 3 年度から令和 5 年度までの各年度分の固定資産税の特例】</p>	<p>法附則第 18 条</p>	<p>○令和 4 年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の 2.5% (現行 5%) とする改正 (地方税法附則第 17 条 4 号に規定する商業地等)</p>

固定資産税の課税の仕組み(令和3年度～令和5年度)

令和 4 年度改正 (商業地等)



報告第 4 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	地方税法(昭和25年法律第226号)(以下「法」という。)
施行日	令和4年4月1日

【改正概要】

土地(商業地等)に係る都市計画税の負担調整措置の改正

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
附則第5項 【法附則第15条第15項の 条例で定める割合】	<u>法附則第15条⑮</u>	○項ズレの反映
附則第6項 【法附則第15条第33項の 条例で定める割合】	<u>法附則第15条⑳</u>	○項ズレの反映
附則第7項 【法附則第15条第34項の 条例で定める割合】	<u>法附則第15条㉑</u>	○項ズレの反映
附則第8項 【法附則第15条第39項の 条例で定める割合】	<u>法附則第15条㉔</u>	○項ズレの反映
附則第9項 【法附則第15条第44項の 条例で定める割合】	<u>法附則第15条㉗</u>	○貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を新設。
附則第10項 【改修実演芸術公演施設に 対する都市計画税の減額の 規定の適用を受けようとする 者がすべき申告】	<u>法附則第15条の 11</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第11項 【宅地等に対して課する令 和3年度から令和5年度ま での各年度分の都市計画税 の特例】	<u>法附則第25条</u>	○令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の5%を2.5%とする改正 ○条例の項ズレによる改正
附則第12項	<u>法附則第25条</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第13項	<u>法附則第25条</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第14項	<u>法附則第25条</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第15項	<u>法附則第25条</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第16項 【農地に対して課する令 和3年度から令和5年度ま での各年度分の都市計画税 の特例】	<u>法附則第26条</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第17項 【市街化区域農地に対して 課する都市計画税の課税の 特例】	<u>法附則第27条</u>	○条例の項ズレによる改正
附則第18項		○法附則15条第44項の新設及びこれに伴う項ズレ等に伴う改正
附則第19項		○条例の項ズレによる改正

報告第 5 号関係

件名	専決処分の報告について (八幡浜市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について)
担当課	総務企画部 税務課
根拠法令等	・ 地方税法 (昭和 25 年法律第 226 号) (以下「法」という。) ・ 地方税法施行令 (昭和 25 年政令第 245 号) (以下「令」という。)
施行日	令和 4 年 4 月 1 日

【改正概要】

国保税の課税限度額の引上げ及び規定の整備

【改正内容】

条例番号・見出し	法令	改正の概要
第2条 【課税額】	法第703条の4 令第56の88の2	○令改正にあわせて改正 ・ 課税限度額の引上げ 基礎課税限度額 「63万円」 → 「65万円」 後期高齢者支援金課税限度額 「19万円」 → 「20万円」
第23条 【国民健康保険 税の減額】	法第703条の5 令第56の88の2 令第56の89	○令改正にあわせて改正 ・ 課税限度額の引上げ 基礎課税限度額 「63万円」 → 「65万円」 後期高齢者支援金課税限度額 「19万円」 → 「20万円」

※参考

年度	基礎課税額	後期高齢者支援金 課税額	介護納付金課税額 (40歳～64歳)	合計
令和3年度 (現行)	63万円	19万円	17万円	99万円
令和4年度 (改正後)	65万円 (+2万円)	20万円 (+1万円)	17万円 (±0万円)	102万円 (+3万円)